

農業お助けコンシェルジュ事業委託業務仕様書

第1 目的

農業における労働力の不足が懸念される中、障がい者、外国人、アクティブシニア、副業希望者などの「多様な働き手」の更なる農業分野への参画を促進するため、関係機関と連携し、農業者や多様な働き手からの相談に対応できる総合相談窓口の設置や各種研修会の開催、事業推進資料の作成・配付に加え、法人化経営セミナーを開催することにより、持続可能な本県農業の維持・発展を目指す。

第2 業務名

農業お助けコンシェルジュ事業委託業務（以下「本業務」という。）

第3 委託業務期間

契約締結日から令和7年3月17日まで

第4 業務内容及び実施方法

1 業務内容

- (1) 多様な働き手の雇用に関する総合相談窓口設置
- (2) 多様な働き手の雇用に関する研修会等の開催
- (3) 事業推進資料の作成・配付
- (4) 法人化経営セミナーの開催

2 実施方法

- (1) 多様な働き手の雇用に関する総合相談窓口設置
受託者事務所内に当該相談窓口を設置し、農業者や多様な働き手等からの相談に対応できる体制を整備すること。また、事業を県内外に周知できるよう、ホームページへの掲載、パンフレットの作成及び新聞広告等を適切に組み合わせ、広報活動を行うこと。
- (2) 多様な働き手の雇用に関する研修会等の開催
農業者、JA、県・市町村等担当者等を対象に、「外国人在留資格制度」や「副業希望者を活用した先進事例」等の多様な働き手の雇用に関する研修会を年3回程度企画、開催すること。
- (3) 事業推進資料の作成・配付
アンケート調査等を踏まえる等により、多様な働き手が意欲を持って取り組むことができるユニバーサル農業（農作業）マニュアル等、本業務の事業推進に必要な資料を作成・配付を行うこと。
- (4) 法人化経営セミナーの開催
県内の農業法人及び法人化を志す農業者等を対象として、他県の先進事例等を活用した経営の高度化につながる法人化経営セミナーを年3回程度企画、開催すること。
- (5) 事業推進に当たっては、県と協議しながら行うこと。

第5 委託料

- 1 委託見積上限額 4,700千円以内（消費税及び地方消費税相当額を含む。）
- 2 委託業務に要した経費は原則、領収書等で確認できることとし、領収書等で照合が

困難な経費は、その支払の積算根拠を明確にすること。

第6 特記事項

- 1 金出納簿等の会計関係帳簿類、相談窓口における労働者名簿、出勤簿、相談カード等事業の実施状況が確認できる書類等を整備し、委託業務完了後5年間保存すること。
- 2 本業務の実施に当たっては、徳島県と十分協議しながら事業を進めることとする。
- 3 委託者は業務実施中に随時報告を求めることができるものとする。